

よくあるご質問(Q & A)

Q1 対象者決定日は？

税情報に基づく給付となるため、令和6年1月1日の課税主体から給付を行う。通知等は、令和6年6月3日を基準日として実施します。

Q2 給付制度の概要等についてまとめたホームページは？

内閣官房 新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>

国税庁 定額減税 特設サイト

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>

Q3 外国人は対象となるのか？

外国の方でも日本の方でも以下の条件を満たせば対象となります。
令和6年1月1日時点で磐田市に住所を有し、令和6年推計合計所得金額が1,805万円を超えない者のうち、定額減税可能額が減税前税額を上回る(減税しきれない)と見込まれる所得税及び住民税納税義務者であること。

Q4 給付金には課税対象か？

課税対象ではありません。

Q5 差押の対象となるのか？

差押禁止等の対象となっています。

よくあるご質問(Q & A)

Q6 受け取った給付金に対する確定申告は必要になるのか？

非課税のため申告の必要はありません。

Q7 令和6年2月に磐田市に引っ越してきたが、調整給付は受けられるか？

定額減税及び調整給付については、令和6年度の市民税・県民税を課税する市区町村が行うこととなっています。令和6年度の市民税・県民税は、令和6年1月1日に居住していた市区町村が課税を行い、その際、定額減税及び調整給付を行うこととなります。

Q8 納税義務者が死亡した場合の取扱いについて

調整給付の法的性格は、民法上の贈与契約であり、給付金の支給にあたっては、支給対象者の受贈の意思表示が必要となります。したがって、令和6年1月2日以降、納税義務者が死亡した場合、以下の取扱いとなります。納税義務者が、
(1)調整給付(当初給付)確認書の返送・申請を行うことなく亡くなられた場合・・・調整給付(当初給付)は支給されません。
(2)調整給付(当初給付)確認書の返送・申請を行った後に亡くなられた場合・・・当該納税義務者に給付が行われ、他の相続財産とともに、相続の対象となります。※なお、上記(2)の場合にあっても、調整給付(不足額給付)については、給付・相続されません。

Q9 令和6年1月2日以降、対象者が死亡した場合の給付はどうなるか？

確認書の返送を行うことなく亡くなった場合、支給しません。
確認書の返送を行った後に亡くなった場合、当該対象者に給付が行われ、他の相続財産とともに相続の対象となります。

Q10 給付金支給後に、後日確定申告書を提出した場合、既に受け取った調整給付に、影響はあるか？

確定申告書に基づいて、定額減税額を含めて再計算を行い、市民税・県民税額が増額となった場合は、調整給付は過給付となるが、返金する必要はありません。市民税・県民税額が減額となった場合は、令和7年に調整給付の不足額を支給する予定です。

よくあるご質問(Q & A)

Q11 ふるさと納税で税額控除を受けているが、調整給付はどう影響を受けるか？

定額減税は、住宅ローンやふるさと納税などの税額控除後の住民税所得割額や所得税額に対して行われます。

調整給付は、定額減税で控除しきれない分を給付します。

Q12 令和6年1月2日以降に出国した者の取扱いは？

令和7年1月1日までに入国があった場合、賦課期日である令和6年1月1日時点で国内に居住しており、令和6年分の個人住民税の課税対象となります。

Q13 留学生で租税条例の適用を受けている場合、調整給付は受けられるか？

租税条約が適用される所得は、定額減税の対象とはなりません。そのため、調整給付も受けられません。

Q14 令和6年3月に退職した場合、調整給付は受けられるか？

市民税・県民税は、令和6年度分の税額に適用するため、退職以前の令和5年1月から12月までの所得について、定額減税及び調整給付の対象となります。

所得税では、令和6年分の所得に適用されるため、退職分の収入を含めて、年末調整又は確定申告書の提出を行った場合に、既に給付済の額と準確定申告書の内容に差額(不足額)が生じる場合には、令和7年中に、追加の給付を行う予定です。なお、差額が生じない場合には、返金する必要はありません。

Q15 令和6年3月に退職した場合、退職金から、調整給付は受けられるか？

市民税・県民税においては、現年分離課税の対象となる退職手当等に係る所得割額は、定額減税及び調整給付の対象となりません。

一方で、所得税では、退職金を含めた確定申告書を提出することで、定額減税及び調整給付が適用されます。ただし、退職金を含めた合計所得金額が、1,805万円を超えた場合には、定額減税及び調整給付の対象外となります。

よくあるご質問(Q & A)

Q16 離れて暮らしている子供を扶養しているが、調整給付の対象となるか？

子供が国内に居住している場合には、定額減税・調整給付の対象となる。なお、国外に居住している場合には、対象とはならない。
※今回の定額減税は「国内におけるデフレ脱却のための一時的な措置」なので、対象者を国内の住所を有する者に限定している。

Q17 海外に留学している子供を扶養(送金)しているが、調整給付の対象となるか？

国外に居住している場合には、扶養控除の対象であっても、定額減税の対象となりません。今回の定額減税は、国内におけるデフレ脱却のための一時的な措置であるため、その対象者についても、国内に住所を有する者に限定します。

Q18 給付金を受け取るには手続きが必要か？

調整給付金の受取りには、必ず申請が必要です。
対象の方には、手続き方法を記載した確認書兼誓約書を送付しています。

Q19 給付金を振り込むので、ATMに行くよう言われた。大丈夫か？

市区町村や国(の職員)などがATM(銀行・コンビニ等の現金自動支払機)の操作をお願いすることや、キャッシュカードの暗証番号などの個人情報を知ることはありません。クレジットカードや預金通帳をお預かりすることはありません。
また、受給にあたり、手数料の振込みを求めることもありません。
怪しいと感じられた場合は警察署に相談してください。

Q20 所得税の定額減税制度における給与の源泉徴収に関する質問や相談をしたい。

「給与支払者向け所得税定額減税コールセンター」にご相談ください。

0120-741-237

受付時間 9:00~17:00(土日祝除く)

上記につながらない場合、

03-6626-2067(通常電話料金)におかけいただくか、又は、所轄税務署の代表電話におかけいただき、音声ガイダンスに従い「4」番を選択してください。

(引き続き、0570-02-4562 (全国一律料金)でも受け付けています)

よくあるご質問(Q & A)

Q21 令和6年2月に子供が生まれたが定額減税の加算対象となるか？

令和6年分推計所得税額を活用しており、実額による算定ではないことを踏まえ、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定した後、調整給付に不足が生じる場合には、令和7年度に追加で不足分の給付を行う予定です。

個人住民税の年税額が年度途中で修正されたことにより調整給付に不足が生じた場合も同様に令和7年度に追加で不足分の給付を行う予定です。

Q22 調整給付の給付額が不足していることが判明した場合はどうなるか？

令和6年分推計所得税額を活用しており、実額による算定ではないことを踏まえ、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定した後、調整給付に不足が生じる場合には、令和7年度に追加で不足分の給付を行う予定です。

個人住民税の年税額が年度途中で修正されたことにより調整給付に不足が生じた場合も同様に令和7年度に追加で不足分の給付を行う予定です。

Q23 現在国外居住中ですが、調整給付を国外金融機関口座へ振り込んでもらうことはできるか？

給付金の振込は国内金融機関口座のみとなります。

国外金融機関口座への振込はできません。

Q24 自営業をしており、配偶者や親族(子や親)を専従者としていますが、私の配偶者や親族は定額減税対象人数に含まれるか？

定額減税対象人数には含まれません。青色申告者の事業専従者として給与の支払を受ける人または白色申告者の事業専従者である人は、控除対象配偶者や扶養親族にはなれません。したがって、控除対象配偶者および扶養親族ではないため定額減税人数には計上されません。

ただし、青色事業専従者の場合は、その年を通じて一度も給与の支払いを受けていなければ定額減税対象人数に含まれます。

(注)専従者とは、事業主の元で働いている家族従業員

Q25 配偶者が自営業をしており、自分は専従者として給与を得ていますが、私は定額減税及び調整給付の対象になるか？

定額減税は、令和6年度住民税所得割、令和6年分所得税が発生する場合に、各々において減税が実施されます。

令和6年度推計所得税額もしくは令和6年度住民税所得割のどちらか一方でも課税となる場合においては、定額減税の対象となり、定額減税しきれない場合は調整給付の対象となります。

よくあるご質問(Q & A)

Q26 「推計所得税額なし(0円)、かつ個人住民税所得割額なし(0円)」の場合、調整給付は支給されるか？

推計所得税と個人住民税所得割ともに税額がない方については、定額減税と同様、これを補完する調整給付の対象とはなりません。

Q27 代理申請だが、電子申請できるか？

電子申請できません。確認書兼誓約書で申請してください。

Q28 振り込みに使用できない銀行はあるか？(ネット銀行)

通常の銀行であれば、ネット銀行でも振り込み可能です。
国外金融機関口座への振込はできません。

Q29 電子申請で申し込みできなかったが、どうしたらよいか？

紙(確認書兼誓約書)での申請をお願いします。

Q30 受給対象の方が被成年後見人の場合に、成年後見人が代理提出をする場合どうすればよいか？

本人が申請する場合に必要な書類に加えて、代理人であることを証明する書類が必要です。成年後見登録制度に基づく登記事項証明書の写しをご提出ください。その場合、委任状の提出は必要ありません。

よくあるご質問(Q & A)

Q31 受給対象の方が被保佐人・被補助人の場合に、保佐人・補助人が代理提出をする場合はどうすればよいですか？

本人が申請する場合に必要な書類に加えて、代理人であることを証明する書類が必要です。成年後見登録制度に基づく登記事項証明書の写し及び公的給付の受領に関する代理権が付与されていることがわかる代理権目録の写しをご提出ください。その場合、委任状の提出は必要ありません。

Q32 通帳や明細書に記載される振り込み名は？

「イワタチヨウセイキユウフ」と記載されます。

Q33 確認書に記載されている口座とは別の口座に振り込むことはできるか？

可能だが、なりすまし防止の観点から、電子申請はできません。
確認書に必要事項を記入の上、必要書類(本人確認書類のコピー及び振込口座が確認できる書類のコピー)を添えて、10月31日までに提出してください。